大阪府条例第　　　号

　　　知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

　　　例

　知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－５６

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （知事の給料及び期末手当の特例）  第一条　知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和七年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。以下「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。  ２　（略）  （副知事の給料及び期末手当の特例）  第二条　副知事の給料の月額は、特例期間において、条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。  ２　条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る副知事の期末手当の額は、その基準日に係る同項に定める期末手当の額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。 | （知事の給料及び期末手当の特例）  第一条　知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。  ２　（略）  （副知事の給料及び期末手当の特例）  第二条　副知事の給料の月額は、特例期間において、条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。  ２　条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る副知事の期末手当の額は、その基準日に係る同項に定める期末手当の額からその百分の十五に相当する額を減じた額とする。  （監査委員の給料及び期末手当の特例）  第三条　大阪府監査委員の給料の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）第八条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。  ２　大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。  （人事委員会の委員の給料及び期末手当の特例）  第四条　大阪府人事委員会の委員の給料の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号）第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。  ２　大阪府人事委員会の委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。  （教育長の給料及び期末手当の特例）  第五条　大阪府教育委員会の教育長の給料の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第百二十五号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。  ２　大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。 |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

１－５７